

高環第11号  
令和6年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造 様

高島市長 福井 正明

(仮称)三十三間山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

令和5年(2023年)9月13日付け、滋環政第715号で照会のあった標記の件につきましては、下記の点について意見します。

なお、市民の理解が十分得られていないこと、また、配慮書に対する意見の際に示した懸念事項があることから、本市といたしましては、本件(仮称)三十三間山風力発電事業については、引き続き賛成できないものとします。

## 記

### 1. 希少鳥類

事業計画地の周辺には、イヌワシの飛翔が現実に確認されていることから、方法書に示された猛禽類の調査方法では不十分と言わざるを得ない。

### 2. 景観

高島トレイル等は、本市の重要な観光資源である。眺望景観の調査地点として遠望となる高島トレイル上の赤坂山および大谷山の2か所が設定されているが、一方、事業計画地(延長約6km)から近傍となる地点からの眺望景観調査が不足している。

## 【参考・配慮書時点】

高環第 451 号  
令和4年11月30日

滋賀県知事 三日月 大造 様

高島市長 福井 正明

(仮称)三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和4年9月30日付け滋環政第1018号により依頼のありました標題の配慮書に対する環境保全の意見につきましては、配慮書には具体的な整備区域等が現時点では明示されておりませんが、以下のような懸念事項があるため、本市といたしましては、本件(仮称)三十三間山風力発電事業については、賛成できないものいたします。

記

(懸念される事項)

- 1、当該計画地においては、再生不可能なブナやコナラ等の原生林が存在し、また県においてもイヌワシやクマタカ等の生息地として保護指針が定められていること。
- 2、計画地は、日本海側と太平洋側を区分する中央分水嶺に隣接し、また付近には高島トレイルコースが存在するなど、遠くは日本海を望む壮大な景観を醸し出し登山者の人気スポットでもあり、当該整備によってこのような景観を消失することに繋がること。